#### 第1 目的

- 1 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下、「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、群馬県が定めた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定める。
- 2 沼田市(以下、「市」という。)の市有施設等において利根沼田地域産木材等を利用した 木造化・木質化等に努める。
- 3 市民に森林文化都市としてのやすらぎと温もりを感じられる健康的で快適な公共空間を 提供する。
- 4 再生産可能な木材を利用した循環型社会の構築や地球温暖化の防止のために必要な林業・木材産業の振興、森林整備の促進及び地域材の利用促進を図る。

## 第2 用語の定義

本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物(法第2条に規定する建築 物をいう。以下同じ。)及び工作物をいう。
- 2 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- 3 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園、河 川及び下水道等にかかる土木工事をいう。
- 4 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁及び小屋組等)の全て 又は一部を木造とすることをいう。
- 5 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- 6 「利根沼田地域産木材」とは、利根沼田地域内の森林から産出された木材を中心とした 「ぐんま優良木材製品認証制度」に基づき認証された木材をいう。
- 7 「地域材」とは、利根沼田地域産木材の他、地域で流通している群馬県産及び国内産等 の木材をいう。

#### 第3 木材の利用促進の施策に関する基本的な事項

- 1 市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先して建築する市有施設及び市施工土木工事における地域材の利用に努めるものとする。
- 2 市は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を建築する者、林業従事者、木材産業者、 その他の関係者及び木材の利用促進に努める設計者等と相互に連携し、地域材の利用促進 及び供給確保を図るよう努めるものとする。

#### 第4 市有施設における木造化の推進

1 市有施設の建築にあたっては、建築基準法及びその他の法令に基づく基準において別表 1に掲げる場合を除き、可能な限り木造とする。ただし、耐火建築物とすること又は主要 構造部を耐火構造とすることが求められている市有施設については、木材の耐火性等に関 する技術開発の推進及び木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造と他工 法との混構造を検討する等、可能な限り木材の使用について配慮するものとする。

# 2 施設の木質化の推進

市有施設の建築等にあたっては、木造又は非木造に関わらず、別表1に掲げる場合を除き、可能な限り木質化を図るものとする。

3 家具、備品及び調度品等の木質化の推進 市有施設において導入する机及び椅子等の備品並びに調度品、什器、文房具等の消耗品

にも、可能な限り地域材を用いた製品の積極的使用に努める。

## 4 木質バイオマス等の推進

市有施設において、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、地球温暖化防止の観点から木質バイオマスを燃料とするもの、省エネ技術の高いもの又は自然エネルギーの導入に 努める。

## 第5 市施工土木工事等における木材利用の推進

- 1 市施工土木工事等において間伐材等の木材利用を積極的に進めるとともに、環境負担の 大きい工法を減らし、施設のライフサイクルコストを意識しながら、環境に配慮した自然 共生型の工法を取り入れるものとする。
- 2 市施工土木工事において木材の新しい利活用に積極的に取り組むものとする。

#### 第6 地域材利用の推進

- 1 市が行う市有施設の建築及び市施工土木工事等において使用する木材は、別表2に掲げる場合を除き、可能な限り地域材を優先的に使用することとする。
- 2 市が行う市有施設の建築等における地域材の使用に当たっては、可能な限りぐんま優良 木材品質認証センター(注1)において認証を受けたぐんま優良木材製品(注2)又は同 等品以上の品質、規格及び性能を有するものを使用することとする。

#### 第7 公益法人等への要請

市は、可能な限りこの方針の目的を踏まえ、市関係公社及び公益法人等が行う施設の建築及び 土木工事ついて、上記第3から第6に準じ、地域材が積極的に使用されるよう事業主体に理解を求める。

#### 第8 供給体制の整備、技術開発及び普及の促進

- 1 市は、県と連携して森林所有者、素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者及びその他の木材の供給に携わる者が取り組む木材の適切な供給の確保を推進するため、法第10条第1項の規定に基づく国が行う木材製造の高度化に関する計画の認定制度に協力するとともに、必要な施策の着実な推進を図るものとする。
- 2 市は、県と連携して木材製造業者及びその他の木材生産に携わる者と利根沼田地域産木 材の利用促進に関する人材育成、研究、技術の開発及び普及の促進を図り、本方針の推進 を図るものとする。

## 第9 情報の提供とPR

1 市は、県と連携して利用者のニーズに対応した、品質が確保された地域材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、その製品や流通等に関する正確な情報提供及び木材のほか特用林産物等の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

- 2 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用促進の意義等について、市民に 分かりやすく示すよう努める。
- 3 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利 用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

# 附則

この方針は、平成25年4月1日から適用する。

# 注 釈

# 注1) ぐんま優良木材品質認証センター

群馬県内で生産される木材製品の品質及び性能の確保を図り、優良な木材製品を消費者に安定的に供給することで、群馬県の林業・木材産業の振興に寄与することを目的とした林業・木材産業関係団体により設立された団体をいう。

## 注2) ぐんま優良木材製品

ぐんま優良木材品質認証センターが定める製品品質規格基準を満たした製品をいう。

#### 別表1

- 1 法令の規定等により木材が使用できない場合
- 2 構造及び耐久性等により技術的に木材の使用が困難である場合
- 3 その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合

## 別表 2

- 1 法令の規定等により地域材の使用を指定できない場合
- 2 地域材による供給が困難である場合
- 3 その他相当な理由により地域材の使用が適当でない場合